

# 岡山県職員措置請求書

平成26年 4月28日

請求人 住所 岡山市中区沢田536-2  
名称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま  
代表者代表幹事 光成卓明

岡山県監査委員 殿

## 第1 岡山県知事に対する措置請求の要旨

岡山県知事が、平成24年度に岡山県議会の各議員に交付した政務調査費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表（合算分）の「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

## 第2 措置請求の理由

### I 政務調査費の性質と支出の査定

#### 1 岡山県議会の政務調査費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山県議会の平成23年度の政務調査費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項（平成24年改正前。以下同じ）、及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務調査費が「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第7条で「議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従い使用しなければならない」こと、第8条第1項で「議員は、政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない」旨、同条第3項で「1件あたりの支出金額が1万円を超える政務調査費の支出については、

収支報告書に領収書等の写しを添付しなければならない」旨、第10条で議員が「その年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額」を控除して残余がある場合は残余金を県に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第7条では、「調査研究費」「研修費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「事務所費」「事務費」「人件費」の9種類の使途費目を定め、第7条に基づき定められた「岡山県議会の政務調査費の交付に関する規程」（以下「規程」という）第4条別表（以下「規程別表」という）において各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山県議会の政務調査費は、「その年度において」支出された、「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

## 2 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務調査費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務調査活動」と「政務調査以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務調査活動」にかかる、「規程別表」に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務調査費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務調査費は一種の補助金なので、政務調査のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。（当オンブズマンがこれまでに接した県議会議員・会派の中には、「政治活動のうち、『純粋な選挙活動』『純粋な政党活動』『純粋な後援会活動』等を除いた残りは全部『政務調査』であり、政務調査費を全額支出できる」と主張する者があるが、この主張は誤りである。）

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務調査」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、議員の「政務調査活動」にかかる支出（「県議会議員の調査研究に資するために必要な経費」として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務調査以外の

政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、

- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50%で認めるべきである。

### 3 その他の一般的支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められない。

- i 違う年度にした支出。
- ii 領収書のないもの。
- iii 領収書に月日、もしくは年の記載がなく、推定もできないもの。
- iv 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。
- v 領収書に品目の記載が無い、不十分で、推定もできないもの。
- vi 領収書と報告内容または添付されている成果物とが一致しないもの。
- vii 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。
- viii 領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの。
- ix 領収書の発行者が不明なもの。
- x 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。

但し、

- ア 平成 24 年度分会派会費の精算のために平成 25 年 4 月になされた会派会費の支出については、4 月以降に支出をするべきやむをえない事由が有るものとして、上記一般的基準 i の例外とする。
- イ 次年度 4 月分の賃料を当年度 3 月に支払う、前年度 3 月分の賃料を当年度 4 月に支払うなど、実質的に年度内の活動に関する支払と認められるものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。
- ウ 継続している購読料など、契約期間が年度をまたがっているものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。
- エ 領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出については、他の資料により支出及び用途が事実と推認できるものに限り、上記一般的基準 ii の例外とする。

### 4 査定の結果

上記の一般基準に基づき、請求人が、岡山県議会の各議員が平成 24 年度の政務調査費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務調査費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、別紙査定表（1 万円超分）及び違法金額支出一覧表（1 万円以下分）記載のとおりである。

なお、

- i 岡山県議会においては、政務調査費の支出金額が 1 万円を超えるものについてのみ領収書類が開示されるので、支出金額が 1 万円超の支出については、開示された領収書類（一部不開示となった部分、及び、領収書類等の添付が不十分なものについては、各議員に任意に開示を求め、任意に開示されたものを含む）に基づいて査定を行った。
- ii 支出金額が 1 万円以下の支出については、各議員の支出費目ごとの「領収書が提出されていない支出の額」と、当該支出費目の一般的性格に基づき、査定を行った。

次項以下において、上記の判断にかかる一般的認定根拠を述べる。

## II 支出額 1 万円超の支出の査定における費目別の認定基準

### 1 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費（調査委託料、交通費、宿泊費等）」（「規程別」表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会派会費、②旅費宿泊費、③自動車燃料代、④調査委託費、⑤講師料、⑥大学院授業料、⑦会議・研修参加費、⑧団体会費である。

「調査研究」が政務調査として適切であるためには、「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

#### i 会派会費

議員が所属する会派が、議員の政務調査費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務調査費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務調査費の支出として会派に支払う共通経費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと同様に適法でないものが混在する場合には、議員個人の会派に対する支出は、会派の支出のうち政務調査費の支出として適法なもの割合により按分して適法と認められ、それを超える部分は適法

と認められない。

従って、会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合、議員が会派に対し共通経費として支払った支出は、その現実の使途が不明であるから、適法な政務調査費の支出と認められない。

## ii 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「政務調査」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「調査研究」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が政務調査として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50%で按分すべきである。

具体的には、

ア 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。

イ 調査研究の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 外国への「親善・友好訪問」の費用は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

エ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

オ 領収書類が添付されておらず、会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は、①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できるか、②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り、認められない。（この点につき、研修旅費及び会議旅費も同じ。）

## iii 自動車燃料代

原則として按分率 50%で按分すべきである。自家用車を走らせるのには、政務調査目的のほかに、「政務調査以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが、これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので、50%が政務調査目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは、自動車燃料以外の燃料を購入できるし、家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されていて、個々の購入の明細が不

明なものも、同様の理由で認められない。

#### iv 調査委託費

「調査研究」の委託費用については、①当該「調査研究」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか、③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な委託業務内容がどのようなものか、②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか、③当該委託を受けたのが誰か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

#### v 講師料

講師に対する講師料・旅費等の支払については、①当該「講演」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②講師が当該「講演」者として適切かどうか、③講師費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務調査費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な講演のテーマがどのようなものか、②講師がどのような人か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

#### vi 大学院授業料

大学院における授業を受けることは、基本的に当該個人の資質の向上及び資格の取得を目的とする行為である。従って、大学院授業料は、原則として政務調査費として認められない。

#### vii その他

会議・研修参加費用、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

## 2 研修費

研修費は、「団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）」（「規程別表」）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①研修参加料、②旅費宿泊

費、③団体会費、である。

この費目については、①当該「研修」等が政務調査として適切かどうか、②研修費用の金額が適切かどうか、③飲食を伴っているかどうか、が問題である。

研修などが政務調査として適切であるためには、「県政の調査研究に資するために必要な経費」という政務調査費の趣旨に照らして、研修などの目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 研修などの参加費・受講料・資料費

ア その研修などが政務調査として適切と判断される場合には、会合の参加費、受講料、資料費の全額が適切と認められる。

イ 研修の名や実質的内容、開催団体の名や実質が不明なものは認められない。

ウ 飲食を伴う研修の費用、及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議、研修などの費用は政務調査費から支弁することに根本的になじまないし、懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり、研修に必要とは認められない。

飲食を伴う、もしくはそれと推定されるものは、飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し、特定できないものは全部を否認する。

エ 参加費等を事前に払い込みしている場合、キャンセルが可能な研修については、当日の参加を証する資料（レジュメ、報告書、当日発行の領収書など）がなければ認められない。

オ 他の政治活動の目的が混在するもので、按分がなされていないものは、原則として按分率 50%で按分する。

ii 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「研修」そのものが「政務調査」として適切かどうか、②旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「研修」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務調査として適切な「研修」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が研修として適切でないと判断されるものは認められない。政務調査と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50%で按分する。

具体的には、

ア 研修等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑

性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

### iii 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ、県政に関する研修とは考えられないので、団体会費は政務調査の費用とは認められない。但し、当該団体が催す研修会などの会費は、iの基準に従って認められる。

## 3 会議費

会議費は、「議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場借上料、機材借上料、資料印刷費等）」である（「規程別表」）。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会場使用料、②印刷費、③送料、④茶菓飲料代、⑤団体会費、⑥講師料である。

### i 会場使用料

ア その会議などが政務調査として適切と判断される場合には、会場費の全額が適切なものと認められる。

イ 以下のものは認められない。

- ① 会場名が不明なもの。
- ② 会合の目的が不明なもの。
- ③ 過度に高額なもの。
- ④ 飲食を伴う研修にかかるもの。

ウ 会合そのものに政務調査と他の目的が混在していると判断される場合には、原則として按分率50%で按分する。

エ いわゆる「県政報告会」は、「地域住民の県政に関する要望、意見を吸収する」意味を含むと理解されるが、他方、議員本人（もしくは所属する政党等）の宣伝や後援会活動の要素をも不可分に含んでいる。従って、いわゆる「県政報告会」の開催にかかる費用は、原則として按分率50%で按分する。

### ii 印刷費

会議資料の印刷費は、当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で）認められる。

当該会議の資料とされたことが、印刷物の写し等により確認できないも



のは、認められない。

iii 送料

報告会等案内の切手代、郵送料は、会合の内容が確認できないものは、認められない。会合の内容が確認できる場合、会合が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で、）認められる。政務調査以外の目的と判断される場合には認められない。

iv 茶菓・飲料代

会議の茶菓代は、過度に高額でない限り、当該会議が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で）認められる。

高級菓子店や不相当に高額な（1個 100 円、合計 5000 円を超える）ものは認められない。

v その他

講師料については「調査研修費」、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

4 資料作成費

資料作成費は、「議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）」（「規程別表」）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①広報紙・広報資料作成費、②名刺代、である。

政務「調査」の経費と考えられるものは全額認められる。政務調査以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率 50%で按分する。

i 広報紙・広報資料作成費については、「広報費」の項目で一括して述べる。

会議用の資料作成費は、資料内容が確認できないものは、認められない。資料の内容が、政務調査のためのものとして適切と認められる度合いに応じて（全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で、）認められる。政務調査以外の目的と判断される場合には認められない。

紀要論文作成費は、大学院授業の関連費用なので、認められない。

ii 名刺印刷費は認められない。名刺は初対面の人に交付するものであり、議員が「初対面の人に名刺を交付する」行為に県政の調査研究の要素が含まれるとは考えられない。

## 5 資料購入費

資料購入費は、「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」（「規程別表」）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①書籍購入費（CD代、情報サービス料含む含む）、②新聞・雑誌購読料、③団体会費、である。

この費目については、議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかどうかの問題である。CD代・情報サービス料は、書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

### i 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。

ア 上記に該当しないと考えられる一般図書は認められない。

イ 書籍名の記載されていない支出は認められない。

ウ 専ら個人の趣味的関心に属すると認められるものは認められない。

エ 住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり、選挙対策その他の「政務調査以外の政治活動」の用に供することが主な目的と判断される。

### ii 新聞・雑誌購読料

#### ア 一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率50%で按分すべきである。

自宅用、事務所用のものは認められない。（一般に、新聞は議員でなくてもふつう購読する。）

#### イ 業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの（地方自治体が購入する際に＜需要費＞ではなく＜交際費＞から支出する種類のもの）は認められない。

#### ウ 運動誌、政党誌、団体誌

議員自身が所属し、または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動、政党、団体への関与は、議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので、政務調査とは認められない。

なお、議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが、「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わらないので「反対派」の購入でも認められない。

#### エ 雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。一般的な商業週刊誌は、特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り、認められない。

オ 購読料として、実際に要する額を超える金額を支出している場合、購読料以外の支出は実質カンパと推定されるので、超過部分は認められない。

iii 団体会費は「研修費」の項で一括して述べる。

## 6 広報費

広報費は、「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等）」（「規程別表」）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①広報紙等作成費用、②同配布費用、③HP 作成・維持費用、④切手・ハガキ購入費用、⑤県政報告会開催費用、⑥パソコン修理代、⑦PC サポート料である。

県政報告などの経費は、本来、①「政務調査活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務調査以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して、①の部分の経費だけを政務調査費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の両部分は県政報告中で混在していて、その割合を定めることは困難である。

そこで、県政報告などの経費については、①原則として按分率 50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

### i 広報紙等作成・配布費用

原則として按分率 50%で按分する。但し、「送付用切手」の大量購入には問題があるので、項を改めて述べる。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率 50%で按分する。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。

封筒等印刷費は、

ア 目的が明示され、または他の費用の支出状況から推定できる（広報紙の印刷費、郵送代など）ものは、使用目的に応じて、全額または按分して認める。

イ 品名不明の印刷費・郵送代、その他の目的の推定が困難なものは、原則として広報紙の送料と推定し、按分率 50%で按分する。

メールマガジン配信システム制作費は、メールマガジンの内容や、配信システム制作費の明細が確認できないものは、認められない。内容が確認

できる場合、①原則として按分率 50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務調査と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。

また、過度に高額と判断されるものについては、適正額を超える部分は認められない。

ii HP 作成・維持費用

i に準じ、原則として按分率 50%で按分する。

iii 「パソコンサポート料」

その実質が判明しないものは認められない。実質が広報紙や HP 作成費用である場合、これらに準じて認められる。実質が「パソコン技術の指導料」等である場合は、調査研究に必要な経費とは言えないので、認められない。(なお実例につき、「パソコンにトラブルがあった場合の対応や操作に関する援助」との説明がなされているが、毎月定額の「サポート料」の支払を要するトラブルが発生するとは信じられないので、「指導料」と推定せざるをえない。)

iv 切手・ハガキ購入費用

使用目的が明示され、あるいは他の費用(広報紙の印刷費等)の支出状況から推定できる(広報紙の郵送代など)切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて、全額または按分して認められる。

ア 広報紙郵送用の切手代(もしくは料金別納郵送代)は按分率 50%で按分する。

イ ハガキの 100 枚以上の一括購入で政務調査目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務調査としての広報には本来不向きなはずだからである。

但し、県政報告用ハガキの購入費用で、当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

ウ 50 円切手の一括購入は、私製ハガキ用のものと推定されるので、具体的用途が明示されない限り、認められない。

エ 暑中見舞ハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入は認められない。

オ 80 円切手の大量購入(30 日以内に 400 枚以上の購入)は、

① 用途が明示されず推定もできないものは認められない。

② 県政報告用と記載されていても、対応する印刷費等の支出がないものは認められない。

切手はいつでも使うことができるので、当面使わない切手を購入し

ておいて翌年度以降に使うことができ、これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務調査費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができるので、その大量購入は実質上、目的の明示されない現金交付と同じことになる。またそもそも県政報告を郵送する場合、料金別納郵便を利用すれば、大幅に手数を節約できるし、配達先がまとまっていれば割引を受けることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり、よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

カ 少額（イ、ウ、オに達しない数量）の切手・ハガキ購入は、事務連絡用のものと推定し、按分率 50%で按分する。

v 県政報告会開催費用（茶菓代含む）は、会議費の項で一括して述べる。

## 7 事務所費

事務所費は、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の借上料、管理運営費等）」（「規程別表」）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①事務所（駐車場含む）賃料、②事務所光熱水費、である。

この費目については、①事務所がどの程度「政務調査活動」に用いられ、どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのか、が問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。②また、自己・家族またはこれと同視できる者に対する支払であるかどうかの問題である。

### i 事務所賃料

原則として按分率 50%で按分する。但し、

ア 物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。

イ 「議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出は認められない。

ウ 支出先を特定できないものは認められない。イに該当する者かどうか判定できないからである。

### ii 事務所用光熱水費

原則として按分率 50%で按分する。

## 8 事務費

事務費は、「議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、通信費等）」（「規程別表」）である。実際に現れる主な支

出は、大別すると、①事務機器・備品購入費用、②同リース費用、③同維持保守費用、④電話・FAX・ネット接続料金、⑤事務用消耗品費、⑥広報紙・封筒等印刷費、⑦同送料、⑧切手・ハガキ購入費用、⑨インターネット接続管理費用、である。

この費目については、個々の事務費が「政務調査活動」にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費か、が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。例外的に①「全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務調査ではないと判断されるもの」は認められない。

i 事務機器・備品購入費用

ア 原則として按分率 50%で按分する。

イ パソコン・ノートパソコン、プリンタ、パソコンソフト等の購入費、パソコン類のバージョンアップ費用は 1 人 1 任期 1 回に限り按分率 50%で按分する。

データ復旧費・データ回収料は、按分率 50%で按分する。

ウ デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、シュレッダー、印刷機、椅子などの事務用耐久消費財等、耐用年数が高い物品については、原則として按分率 50%で按分し、品ごとの耐用年数に応じて複数回購入を認める限度を定める。

エ マイク、アンプ、大型メガホンなどの音響機材購入費は、報告会等の内容と機材借り上げの必要性が確認できないものは、認められない。必要性が確認できるものについては、当該会合が政務調査として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務調査と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で）按分する。

ii リース料（コピー機・印刷機・パソコン等）

原則として按分率 50%で按分する。

但し、物品価格・サービス内容と対比して過度に高額な（パソコンなど）リース料は認められない。従って、高額なリース料は、物品・サービス内容が判明しない限り認められない。

iii コピー機等維持保守費用

按分率 50%で按分する。

iv 電話・FAX・ネット接続料金、インターネット接続管理費用

会派控室、事務所（事務所の固定電話については 2 台まで）については按分率 50%で按分する。

自宅の固定電話、携帯電話については按分率 3 分の 1（私用、政務調査

活動、それ以外の政治活動各3分の1の負担率と推定する)で按分する。

自宅の2台目以降の電話の料金は認められない。

- v 事務用消耗品費(紙、封筒、インク、コピー用紙、ラベル等)

按分率50%で按分する。

- vi パソコン設定費用

パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合、1人1任期1回に限り、按分率50%で認める。

- vii その他

ア 広報紙・封筒等印刷費、同郵送料、切手・ハガキ購入費用については、広報費の項で一括して述べる。

イ 名刺印刷費については、資料作成費の項で一括して述べる。

ウ 県政報告会開催にかかる費用については、会議費の項で一括して述べる。

## 9 人件費

人件費は、「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」(「規程別表」)である。実際に現れる主な支出は、職員及びアルバイト職員に対する賃金給与、及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については、個々の職員の業務が「政務調査活動」か「それ以外の政治活動」かが問題になる。

- i 職員ごとにその業務を「政務調査活動」と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので、原則として按分率50%で按分する。例外的に、①「資料に基づき、全部が政務調査と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき、全部が政務調査ではないと考えられるもの」は認められない。
- ii 「議員本人と住所を同じくする者、もしくはそれらと実質的に同視しうる者」に対する支出は認められない。
- iii 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。iiに該当するかどうかは判定できないからである。
- iv 労働保険料のうち、本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは、その限度で否認する。本人からの預かり金は、議員の「支出」ではないので、これについて政務調査費からの支出を認めると二重取得になるからである。

## III 支出額1万円以下の支出の査定

### 1 費目別の認定

本項で対象とする支出はいずれも、各議員が、1件あたりの支出金額が1万円以下であるものとして、収支報告書に領収書等を添付しなかったものである。以下、支出の費目ごとに違法の理由を述べる。

i 調査研究費（25名、9,347,488円）

ア 会費、懇談会費（5名）

調査研究費中の会費・懇談会費等（所属の県議団の団費を含まない）として、73,866円～552,596円が「1万円以下」の支出として報告されている。①飲食を伴う会合等の参加費用か、②私的に加入している団体の会費と推定される。これらを政務調査費として支出することは違法である。

イ ガソリン代・燃料代（5名）

調査研究費中のガソリン代・燃料代として、157,846円～365,000円が「1万円以下」の支出として報告されている。按分支出がなされているとは考えがたく、報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

エ 交通費・宿泊費・「視察経費」（11名）

これらの議員については、出張旅費、燃料代、タクシー代等の区別がされずに、上記名目で132,600円～951,256円が「1万円以下」の支出として報告されている（なお、久徳議員は研修費・会議費、戸室・千田・中塚・小林孝一郎議員は研修費においても交通費の支出をしており、これらを合算すると領収書の添付されない交通宿泊費の支出総額は、久徳議員583,596円、戸室議員344,000円、千田議員584,111円、中塚議員487,597円、小林議員365,246円である）。しかるに、この金額の交通費・宿泊費の支出がなされたのであれば、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされているとも考えがたく、報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

オ 細目外・細目不明の調査研究費（13名）

これらの議員については、細目を示さず、あるいは細目外で、上記名目で128,425円～372,994円が「1万円以下」の支出として報告されている。

どの議員の支出においても、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされていると考えがたく、③飲食を伴う会合等の参加費用や私的に加入する団体等の会費が含まれている蓋然性が高いので、違法である。

ii 研修費（12名、2,858,629円）

ア 参加費、会費（7名）

94,500円～474,599円が「1万円以下」の支出として報告されている。研修費中の参加費、会費等は、①1万円を超えることがむしろ通常であり、②飲食を伴う会合の参加費用（金額が多い久徳議員474,599円、佐藤議員



381,460 円は特にそうである) や私的に加入する団体等の会費を含むと推定されるので、違法である。

イ 交通・宿泊費 (6名)

98,315 円～219,111 円が「1 万円以下」の支出として報告されている。研修費中の交通・宿泊費は、研修参加に要する交通費であり、県内で行われる研修の場合にはごく少額であるが、県外で開催されるものについては 1 万円を超えることが通常である。かつ、戸室・千田・久徳・中塚・小林孝一郎各議員は前述のとおり別の費目でも交通宿泊費の支出をしている。① 1 万円を超える支出が含まれないとは考えられず、②前項記載の研修費中の参加費等の支出状況から考えれば、飲食を伴う会合の参加費用を含むと強く疑われるので、違法である。

ウ 食糧費 (2名)

「研修費中の食糧費」として、94,500 円及び 98,315 円 (交通費との合算) の支出が報告されている。「研修」における上記金額の「食糧費」は、飲食を伴う会合の費用であることが明らかで、違法である。

エ 細内訳なし (2名)

92,000 円～142,013 円が細内訳なしで「1 万円以下」の支出として報告されている。ア～ウ同様の理由で違法である。

iii 会議費 (10名、2,797,584 円)

ア 食糧費・消耗品費 (4名)

72,309 円～265,641 円が細内訳なしで「1 万円以下」の支出として報告されている。会議費中の「食糧費」「消耗品費」は、①会合参加者にふるまう菓子等の代金か、②飲食を伴う会合の参加費用と推定される (「消耗品費」として計上する渡邊英気議員は「会議資料印刷費」を別に計上している)。②は例外なく違法、①も菓子類が必要を超えて高額な場合は違法である。上記支出金額で 1 万円を超える支出が含まれないとは考えられない。① (違法な場合) または②のいずれかに該当し違法である。

イ 交通宿泊費 (1名)

久徳議員が 211,975 円を計上している。同議員は前記のとおり調査研究費・研修費でも領収書なく「交通費」を支出している。調査研究費・研修費の「交通費」の項で述べたと同じ理由により、違法である。

ウ 印刷費 (1名)

渡邊英気議員が 237,244 円を計上している。同議員は (議会) 資料作成費 183,949 円、広報紙印刷費 151,639 円も領収書なしで支出を計上している。この金額の印刷費用の支出があつてなおかつ 1 万円を超える支出が含まれないとは考えがたい。また、「会議資料」「議会資料」作成費用がこ

の金額に達することは稀なので、名目外の支出がされていることも疑われる。

エ 細内訳外・「会議費」・「会費」・細内訳なし（7名）

各議員の支出額は100,909円～516,109円であり、うち久徳議員は「交通宿泊費」211,975円に加えて524,891円を「会議費」として領収書の添付なく支出している。この金額の会議費の支出があつてなおかつ1万円を超える支出が含まれないとは考えがたい。また会議費がこの金額に達することは稀なので、特に久徳議員の場合、名目外の支出もしくは飲食費の支出がされていることが強く疑われる。

iv 資料作成費（2名、277,879円）

93,930円（久徳議員）、183,949円（渡邊英気議員）である。iiiウ及びviで述べるとおり。

v 資料購入費（書籍購入費）（2名、928,985円）

小田春人議員659,585円、渡邊英気議員269,400円が、「1万円以下の書籍購入費」（新聞購読料を含まない）として支出報告されている。この金額の書籍購入があつてなおかつ1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がされていることも強く疑われる。

vi 広報費（広報紙印刷費・送料）（2名、421,652円）

領収書の添付のない支出額は、印刷費（渡邊英気議員151,839円、久徳議員165,209円）、送料104,604円（久徳議員）である。これだけの金額が支出されながら1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われる。

vii 事務費（6名、2,341,568円）

ア 備品・事務用品費（4名）

258,006円～437,286円が「1万円以下」として支出されている。これだけの金額の事務用品・備品購入費が支出されながら1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることが疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

イ 通信費（3名）

264,945円～342,924円が「1万円以下」として支出されている。これだけの金額の通信費が支出されながら1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

viii 人件費（5名、2,992,517円）

234,000円～1,276,871円が「1万円以下」として支出されている。これだけの金額の給与の支払いがされながら1万円を超える支出が含まれない

とは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

- 2 1万円以下支出の一部を違法と査定した28名の議員の中には、政務調査費の支出総額に占める「1万円以下の支出」の率が異常に高い者がある。「1万円支出率」の全議員平均値は26.5%、28名中23名の議員が所属する自由民主党岡山県議団の平均値は29.2%（平成23年度には30.0%）であるが、これが50%を超える議員が6名ある（久徳議員83.0%、小野議員77.2%、渡邊英気議員67.7%、小田圭一議員66.0%、内山議員54.2%、千田議員51.3%）。（ちなみにこのうち内山議員を除く5名の議員は、平成21年度から24年度まで毎年度「1万円以下率」が50%を超えている。）このようなことは常識上ありえないことであり、政務調査費の支出の多くの部分について、本来提出しなければならない領収書を「支出額1万円以下」と偽って提出せずにする蓋然性も高い。このようなことが許容されているのは、制度の根幹が揺らぐことになる。

- 3 岡山県監査委員は従前、請求人の申立にもかかわらず「1万円以下支出」分についての監査を実質的に全く行ってこなかったが、岡山地方裁判所は、平成26年2月24日、平成22年度岡山県議会政務調査費中の「1万円以下」支出部分にかかる住民訴訟において、18名の議員・元議員に対して、同年度分の政務調査費にかかる会計帳簿と、「1万円以下」分支出の領収書を提出するよう命ずる文書提出命令を発した（相手方が抗告し、現在広島高等裁判所岡山支部で審理中）。

県監査委員におかれても、自らの重い職責を十分に自覚され、岡山地裁の判断にならって実質のある監査を遂げられることを強く要望する。

#### IV 岡山県議会の平成24年度政務調査費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各議員が平成24年度の政務調査費として支出した金額のうち、別紙違法支出金額一覧表（合算分）の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は、「条例」第7条に違反しているため、違法である。
- 2 「条例」第7条は、「議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従い使用しなければならない」と定め、同第10条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、議員がその年度において行った政務調査による支出（第7条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。）

の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該議員がその年度において行った政務調査による支出（「条例」第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実には該当することになる。

3 しかるに、1記載の違法支出金額は「条例」第7条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第10条にいう「残余」にあたる。

4 よって、岡山県知事が岡山県議会の各議員に対して前記の政務調査費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実には該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

### 第3 添付書類

1 証拠書類各写 各 1 通

## 違法支出金額一覧表(合算分)

平成24年度岡山県議会政務調査費  
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

### 【自由民主党岡山県議団】

議員名	違法支出額 (合算)(円)
戸室敦雄	2,799,800
千田博通	2,447,236
天野学	1,309,850
古山泰生	2,566,523
小田春人	3,677,591
岡崎豊	3,249,794
河本勉	3,067,231
小野泰弘	2,369,832
内山登	2,120,735
渡辺英気	3,520,891
小田圭一	3,228,359
岸本清美	3,685,875
伊藤文夫	2,524,670
井元乾一郎	2,181,273
佐藤真治	3,024,509
蓮岡靖之	3,317,868
高橋戒隆	3,748,840
久徳大輔	3,671,020
波多洋治	3,024,818
西岡聖貴	3,020,549
神宝謙一	3,814,864
蜂谷弘美	2,909,250
遠藤康洋	3,240,000
加藤浩久	3,588,778
小倉弘行	2,777,192
浅野實	3,303,372
渡辺吉幸	2,259,899
小林健伸	3,675,000
池本敏朗	3,647,707
谷口圭三	3,066,301
太田正孝	3,405,372
青野高陽	2,886,188
江本公一	3,142,345
中塚周一	2,999,652
小林義明	2,220,234
上田勝義	2,899,186
市村仁	3,593,454
小林孝一郎	3,136,029
合計	115,122,087

## 【民主・県民クラブ】

議員名	違法支出額(円)
三原誠介	1,492,632
高原俊彦	160,014
柳田哲	748,014
原田唯良	714,044
木口京子	1,098,975
三宅和広	1,460,412
中川雅子	702,969
合計	6,377,060

## 【公明党岡山県議団】

議員名	違法支出額(円)
高橋英士	419,898
景山貢明	975,471
山田総一郎	352,922
増川英一	425,738
笹井茂智	482,446
合計	2,656,475

## 【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	違法支出額(円)
森脇久紀	934,097
氏平三穂子	382,151
合計	1,316,248

## 【県民・緑】

議員名	違法支出額(円)
住吉良久	1,047,943
横田えつこ	537,040
合計	1,584,983

## 【無所属】

議員名	違法支出額(円)
佐古信五	1,982,440
若井たつこ	613,383
合計	2,595,823
総計	129,652,676

**違法支出金額一覧表(1万円以下)**  
平成24年度分政務調査費

	議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
1	戸室敦雄	調査研究費	宿泊費	132,600
		調査研究費	調査研究費	228,000
		研修費	研修会参加費	99,000
		研修費	交通費	122,800
		研修費	宿泊費	88,600
2	千田博通	調査研究費	交通費	452,801
		研修費	交通費	131,310
		会議費	食糧費	132,160
		事務費	通信費内金	264,945
3	天野学	調査研究費	細内訳外	226,850
4	小田春人	資料購入費	書籍購入費	659,585
		事務費	事務用品費	258,006
5	岡崎豊	調査研究費	細内訳なし内金	372,994
		会議費	細内訳なし	279,900
6	河本勉	調査研究費	ガソリン代	365,000
		会議費	細内訳なし	285,000
7	小野泰弘	調査研究費	ガソリン代	306,473
		調査研究費	細内訳外	152,605
		研修費	会費	94,500
		研修費	食糧費	94,500
		会議費	会費	164,500
		会議費	食糧費	72,309
		事務費	電話・FAX通信費	341,420
		人件費	アルバイト賃金	720,000
8	内山登	調査研究費	会費内金	153,710
		調査研究費	交通費・ガソリン代	333,382
		事務費	事務用品購入費内金	437,286
9	渡辺英気	調査研究費	調査研究費	279,757
		研修費	交通費内金	139,183
		会議費	会議資料印刷費内金	237,244
		会議費	会議消耗品費	265,641
		資料作成費	議会資料作成費	183,949
		資料購入費	書籍購入費	269,400
		広報費	広報紙印刷費	151,839
		事務費	電話・FAX通信費内金	342,924
		事務費	消耗品費	429,373
10	小田圭一	調査研究費	視察経費	951,256
		調査研究費	会費	381,600
		研修費	研修会参加費	173,600
		人件費	アルバイト賃金内金	295,646
11	井元乾一郎	調査研究費	交通費	256,674

	議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
12	佐藤真治	調査研究費	燃料代	251,064
		研修費	研修会参加費内金	381,460
13	蓮岡靖之	調査研究費	「その他」	261,207
14	久徳大輔	調査研究費	会費・懇談会費	552,596
		調査研究費	交通宿泊費内金	152,510
		研修費	研修会参加費	474,599
		研修費	交通・宿泊費	219,111
		会議費	会議費	516,109
		会議費	交通宿泊費	211,975
		資料作成費	細内訳なし	93,930
		広報費	広報紙印刷費内金	165,209
		広報費	広報紙送料費等	104,604
		人件費	アルバイト賃金	466,000
15	波多洋治	調査研究費	ガソリン代	316,173
		調査研究費	会費内金	286,500
		研修費	細内訳なし	92,000
		会議費	細内訳なし	175,000
16	浅野實	会議費	県政報告会経費	100,909
17	池本敏明	人件費	細内訳なし	1,276,871
18	青野高陽	調査研究費	交通費	226,841
		調査研究費	細内訳外	128,425
19	江本公一	調査研究費	細内訳外	294,747
		会議費	食糧費	127,407
		事務費	備品等購入内金	267,614
		人件費	アルバイト職員給与	234,000
20	中塚周一	調査研究費	交通費	315,227
		研修費	交通費内金	172,370
		会議費	会費	229,430
21	小林義明	調査研究費	ガソリン代	157,846
		調査研究費	細内訳外	181,131
22	市村仁	調査研究費	交通費	213,755
		調査研究費	会費	73,866
23	小林孝一郎	調査研究費	視察経費	266,931
		研修費	会費	163,348
		研修費	旅費・食糧費	98,315
24	三原誠介	調査研究費	細内訳外	255,000
		研修費	研修参加費	171,920
25	木口京子	調査研究費	細内訳不明	149,794
		研修費	細内訳不明	142,013
26	三宅和広	調査研究費	細内訳外内金	210,593
27	中川雅子	調査研究費	細内訳不明	210,157
28	住吉良久	調査研究費	交通費	249,423
	合計			21,966,302



**1万円以下支出率一覧表**  
 平成24年度岡山県議会政務調査費  
 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

**【自由民主党岡山県議団】**

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率
戸室敦雄	4,127,500	2,217,600	1,909,900	46.3%
千田博通	4,019,981	1,956,015	2,063,966	51.3%
天野学	3,509,354	1,869,150	1,640,204	46.7%
古山泰生	3,254,998	2,834,768	420,230	12.9%
小田春人	4,174,476	2,929,995	1,244,481	29.8%
岡崎豊	3,906,578	2,896,900	1,009,678	25.8%
河本勉	3,664,499	2,417,231	1,247,268	34.0%
小野泰弘	3,167,521	723,525	2,443,996	77.2%
内山登	2,899,063	1,329,187	1,569,876	54.2%
渡辺英気	4,200,000	1,356,521	2,843,479	67.7%
小田圭一	4,200,000	1,426,257	2,773,743	66.0%
岸本清美	4,029,408	3,685,875	343,533	8.5%
伊藤文夫	3,146,458	2,604,365	542,093	17.2%
井元乾一郎	2,552,292	1,937,974	614,318	24.1%
佐藤真治	4,181,918	2,655,755	1,526,163	36.5%
蓮岡靖之	4,169,326	3,331,977	837,349	20.1%
高橋戒隆	4,046,225	3,783,222	263,003	6.5%
久徳大輔	4,199,694	714,377	3,485,317	83.0%
波多洋治	4,200,000	2,388,543	1,811,457	43.1%
西岡聖貴	3,592,261	3,159,349	432,912	12.1%
神宝謙一	4,185,069	3,814,864	370,205	8.8%
蜂谷弘美	4,168,740	3,682,070	486,670	11.7%
遠藤康洋	3,739,825	3,240,000	499,825	13.4%
加藤浩久	3,975,305	3,733,575	241,730	6.1%
小倉弘行	4,200,000	3,605,924	594,076	14.1%
浅野實	3,805,363	3,233,963	571,400	15.0%
渡辺吉幸	3,063,850	2,594,716	469,134	15.3%
小林健伸	4,067,332	3,717,152	350,180	8.6%
池本敏朗	4,200,000	2,513,292	1,686,708	40.2%
谷口圭三	4,200,000	3,170,831	1,029,169	24.5%
太田正孝	4,199,973	3,738,672	461,301	11.0%
青野高陽	4,200,000	3,097,502	1,102,498	26.2%
江本公一	4,192,137	2,678,029	1,514,108	36.1%
中塚周一	3,825,612	2,493,522	1,332,090	34.8%
小林義明	3,559,420	2,728,712	830,708	23.3%
上田勝義	3,694,272	3,025,791	668,481	18.1%
市村仁	4,161,174	3,445,959	715,215	17.2%
小林孝一郎	4,200,000	3,269,961	930,039	22.1%
合計	146,879,624	104,003,121	42,876,503	29.2%

## 【民主・県民クラブ】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率
三原誠介	3,366,069	2,448,277	917,792	27.3%
高原俊彦	1,091,183	853,512	237,671	21.8%
柳田哲	1,695,879	1,552,299	143,580	8.5%
原田唯良	1,510,998	1,461,541	49,457	3.3%
木口京子	2,224,243	1,737,456	486,787	21.9%
三宅和広	4,190,257	3,531,092	659,165	15.7%
中川雅子	2,808,141	2,243,842	564,299	20.1%
合計	16,886,770	13,828,019	3,058,751	18.1%

## 【公明党岡山県議団】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率
高橋英士	1,838,538	1,360,125	478,413	26.0%
景山貢明	2,932,406	2,718,343	214,063	7.3%
山田総一郎	2,288,696	1,416,616	872,080	38.1%
増川英一	1,627,912	1,177,448	450,464	27.7%
笹井茂智	2,106,710	1,657,103	449,607	21.3%
合計	10,794,262	8,329,635	2,464,627	22.8%

## 【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率
森脇久紀	3,358,638	3,136,260	222,378	6.6%
氏平三穂子	2,370,611	2,210,250	160,361	6.8%
合計	5,729,249	5,346,510	382,739	6.7%

## 【県民・緑】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率
住吉良久	2,381,877	1,939,290	442,587	18.6%
横田えつこ	3,863,104	3,257,009	606,095	15.7%
合計	6,244,981	5,196,299	1,048,682	16.8%

## 【無所属】

議員名	政調費支出額 (全額) (円)	政調費支出額 (1万円超) (円)	政調費支出額 (1万円以下)(円)	1万円以下 支出率
佐古信五	2,443,972	2,070,400	373,572	15.3%
若井たつこ	978,033	775,120	202,913	20.7%
合計	3,422,005	2,845,520	576,485	16.8%
総計	189,956,891	139,549,104	50,407,787	26.5%